

受付  
41.9.24  
鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当るときは、その翌日)

- 目次
- ◇訓 令 鳥取県公印規程の一部を改正する訓令
  - ◇告 示 保安林の指定の解除
  - ◇公安告示 風俗営業等取締法による聴聞の実施  
道路交通法による聴聞の実施
  - ◇公 告 二級の技能検定の実施  
高圧ガス作業主任者試験の実施

別表中

二十 一 機 関 の 印 第一号	第二号	二十 專 用 印 第一号
鳥取県何 所(機 関名)印	鳥 取 県	取 印 鳥 取 何 專 用
三〇ミリメートル平方	だ円形 縦 二一ミリメートル 横 一五ミリメートル	二一ミリメートル平方
機 関 の 長	主務課長 機 関 の 長	主務課長 機 関 の 長
	小型証明書類又は各種証明書等の書きか え承認用	

訓 令

鳥取県訓令第十一号  
鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
昭和四十一年九月二十日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令  
鳥取県公印規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十一号)の一部を  
次のように改正する。  
第五条の三に次の一号を加える。  
四 主要農作物種子法(昭和二十七年法律第三十一号)に基づく生産  
物審査証明書

昭和四十一年四月十五日第三種郵便物認可  
発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県 (定価一冊一月三十四円(税別))

### 告示

**鳥取県告示第四百七十八号**  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
 昭和四十一年九月二十日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所  
 岩美郡福部村大字湯山字高浜二、一六四の四四九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
 飛砂の防備

三 解除の理由  
 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 公安委員会告示

**鳥取県公安委員会告示第三十六号**  
 風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。  
 昭和四十一年九月二十日  
 鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所  
 昭和四十一年九月二十九日 午前十時から  
 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内（県庁七階）  
 鳥取県公安委員会委員室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

1 気高郡気高町大字勝見六八二の一四 山 尾 輝 男  
 2 倉吉市明治町一〇一七 河 田 恵 美 子

**鳥取県公安委員会告示第三十七号**  
 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四百条第二項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。  
 昭和四十一年九月二十日  
 鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所  
 昭和四十一年九月二十九日 午前十一時から  
 鳥取市東町 鳥取県警察本部内  
 鳥取県公安委員会委員室（県庁七階）

二 聴聞当事者の住所及び氏名

1 鳥取市川端二丁目一六 小 林 菊 雄  
 2 鳥取市行徳七九の一三 坂 口 昇 三  
 3 鳥取市数津一六四 西 尾 秋 夫  
 4 鳥取市賀露町一三五八 浜 吉 俱 美  
 5 鳥取市元鑄物師町一〇四 河 本 武 夫  
 6 鳥取市湯所町二丁目一〇六 森 弘

附 則

この訓令は、昭和四十一年九月二十日から施行する。

二十 専用真印 第一号	取印 鳥取 何	二一 メートル平方 機関の長	主務課長		
第二号	鳥取 何	だ円形 縦 二一メートル 横 一五メートル	主務課長 機関の長	小型証明書類証明用又は小型証明書類以外 の各種証明書類の書き換え承認用	
第三号	鳥取 何	長方形 縦 五メートル 横 一〇メートル	主務課長 機関の長	小型証明書類の承認又は訂正用	に改める。
二十一 課の印 第一号	鳥取 何	三〇 メートル平方 主務課長	主務課長	国費事務課用	
二十二 機関の印 第一号	鳥取 何	三〇 メートル平方 機関の長	機関の長		

7	鳥取市材木町一三三	小林 清
8	鳥取市吉成七八三	長谷 谷
9	岩美郡国府町大字麻生一一七	山崎 勇
10	八頭郡八東町大字用呂一三二三	沢田 道
11	八頭郡智頭町大字南方四〇八	米井 英
12	八頭郡智頭町大字山根四〇五	藤木 治
13	八頭郡智頭町大字中原一二〇	中沢 五
14	気高郡青谷町大字小畑五一五	広沢 富
15	倉吉市大宮一九一	早田 康
16	東伯郡関金町大字堀二一九四	石川 高
17	東伯郡北条町大字曲六九一	石賀 義
18	東伯郡大栄町大字妻波一四六〇	宮川 幸
19	東伯郡東伯町大字八橋一七六一	米村 雄
20	東伯郡東伯町大字八橋三二四九	谷口 寿
21	東伯郡羽合町大字上浅津一六七	東伯 貞
22	東伯郡羽合町大字長瀬一三三〇	東伯 雄
23	鳥取市瓶山町 徳谷組管内	松井 直

公 告

昭和41年度の時計修理工、建築木工、屋工及び洋裁工の2級の技能検定の実施について、職業訓練法施行規則（昭和33年労働省令第16号）第48条において準用する同規則第30条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
昭和41年9月20日

- 実施する試験  
学科試験
- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 鳥取県知事 石 破 二 朗

2 学科試験の実施期日及び実施場所

種 類	実 施 期 日	実 施 場 所
時計修理工、建築木工、屋工、洋裁工	昭和42年3月12日	鳥取市及び米子市

- 受検申請の手続
    - 提出書類
      - 2級技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
      - 学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面
    - 提出先  
鳥取市東町1丁目 鳥取県商工労働部職業安定課
    - 受付期間  
昭和41年10月11日（火）から昭和41年10月15日（土）まで
    - 受検申請に関する注意
      - 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県商工労働部職業安定課で交付する。
- なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「2級技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、15円切手はつたもの）を同封すること。
- 申請書を郵送する場合又は申請書及び試験の免除を受けようとする場合においてその免除を受けることができることを証する書面

- 受検手数料及びその納付方法等
  - 学科試験の手数料 500円
  - 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を申請書にはつて納付すること。この場合、鳥取県収入証紙に消印をしたこと。  
なお、学科試験の全部の免除を受けようとする場合は、手数料の納付を要しない。
  - その他  
受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも手数料は返還しない。
- 合格者の発表等
  - 学科試験の合格通知  
学科試験の合格者に対しては、昭和42年4月下旬に書面で通知する。
  - 技能検定合格者の発表  
技能検定の合格者の氏名を昭和42年4月下旬に鳥取県公報で公告するほか、合格者に合格証明書を交付する。
- その他  
2級の技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部職業安定課に問い合わせること。

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、昭和41年度下期高圧ガス作業主任者試験を次のとおり実施する。  
昭和41年9月20日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の種類、科目及び時間

試験の種類	試 験 の 科 目	試験の時間
丙種化学主任者免状に係る試験	高圧ガスの取扱いに関する法令	9.00~10.30
	液化石油ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学	10.40~12.40
第3種冷媒機械主任者免状に係る試験	液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術	13.30~15.00
	高圧ガスの取扱いに関する法令	9.00~10.30
	冷媒のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術	10.40~12.10

- 試験の期日及び場所
  - 試験の期日 昭和41年11月27日（日曜日）
  - 試験の場所 鳥取市及び米子市
- 受検手続  
次の書類を鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県商工労働部商工指導課に提出すること。
  - 受験願書  
高圧ガス作業主任者試験及び高圧ガス販売主任者試験規則（昭和41年通商産業省令第54号。以下「規則」という。）別表第2の様式によること。
  - 履歴書

- 規則別表第4の様式によること。
- (3) 写真  
 手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像でその裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。
- (4) 受験手数料及びその納付方法  
 ア 受験手数料 700円  
 イ 納付方法 アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上にはりつけること。この場合消印をしないこと。
- 4 受験願書の提出期間  
 昭和41年10月1日から昭和41年10月12日まで
- 5 受験票  
 受験願書を提出したものは、受験票を交付する。

昭和四十二年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県鳥取市東町一丁目

取

県

(定額1部1部は三田田(税別)400円。)

41.9.30

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
 金曜日発行  
 (当日が休日に当  
 たるときは、そ  
 の翌日)

- 目次
- ◇ 告示 飼料の分析検査の概要  
 家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施  
 解除予定の保安林
  - ◇ 教養告示 解除予定の保安林にする旨の通知  
 昭和四十二年度鳥取県立境水産高等学校専攻科の生徒の募集
  - ◇ 公安告示 臨時教育委員会の招集  
 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正
  - ◇ 公告 消防設備士試験の合格者

## 告示

鳥取県告示第四百八十二号  
 飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定に基づき昭和四十一年六月及び七月に収去した飼料の分析検査の概要を、同法同条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年九月二十四日  
 鳥取県知事 石 破 二、朗

## 登録飼料

製造事業場の所在地及び名称	登録番号	検査結果		収去年月日その他特記すべき事項
		成分	粗たんぱく質	
兵庫県神戸市東灘区鶴ヶ林町1番地 日本配合飼料株式会社神戸工場	4,326	17.0	3.0	昭和41年6月29日 境港市内の町896番地
三井印売完全配合飼料若肉鶏肥育用	4,557	15.9	2.5	白バラ飼料有限公司
三井印売完全配合飼料成鶏用ハイニユーアップ	4,557	15.9	3.4	